

『エネルギー環境教育研究』投稿規定

1. 投稿論文は日本エネルギー環境教育学会の会員が筆頭著者となって執筆されるものとする。

なお、依頼原稿はこの限りではない。

2. 投稿論文はエネルギー環境教育に関する原著であって、エネルギー環境教育のための教材の開発や実践的な研究、理論的な研究等であり、他の刊行物に未発表、未投稿の論文とする。また、他学会論文としてすでに掲載されているものと同じ内容は投稿できない。

3. 投稿論文は、研究論文、実践論文、総説、資料の4種類とする。

- 1) 研究論文は、エネルギー環境教育に関わる独創的な理論または実証的な論文とする。また、理論や新しいカリキュラムモデルに基づいた実践研究、学習材、学習システム等の開発に関する論文も対象とするが、いずれも2名の査読により認められたものとする。

- 2) 実践論文は、学校教育および生涯教育における有効性のある優れた実践研究、事例研究、教材開発等のうち、2名の査読により認められたものとする。

- 3) 総説は、エネルギー環境教育に関わる我が国や諸外国等の新しい動向や科学技術研究の動向等についてのレビューや報告のうち、1名の査読により認められたものとする。

- 4) 資料は、エネルギー環境教育にかかわる有意義な実践や調査研究等のうち、1名の査読により認められたものとする。

4. 原稿は、本誌または本学会ホームページの「原稿執筆要項」を参考にすること。
(URL <http://www.jaeee.jp/>)

各投稿論文の頁数は次の表の通りである(図表、写真等も含む)。超過した頁数については、1頁につき5,000円を申し受ける。

原稿種別	頁数
研究論文	8頁以内
実践論文	8頁以内
総説	8頁以内
資料	8頁以内

5. 投稿に際しては、投稿申請用紙を本学会ホームページからダウンロードし、必要事項を記入し、次頁の編集委員会事務局(15)に送付すること(投稿申請用紙および投稿論文原稿については、電子メールの添付ファイルあるいは信頼できるデータサービスを利用した送付も可とする)。

6. 本学会ホームページの「原稿執筆要項」に従って執筆すること。

7. 編集委員会に投稿論文が到着し受付手続きが完了した時点で、著者宛に確認の手紙が郵送されるか、受付受理メールが送信される。

8. 原稿は常時募集しているが、本誌への掲載の可否を決定するための審査手続きは、編集委員会が担当する。

9. 投稿論文の掲載の判定には、「掲載可」、「修正の上掲載」、「再度査読」、「掲載不可」の4種類がある。

掲載可のときは「掲載通知」、掲載不可のときは「掲載不可通知」を送る。「修正の上掲載」「再度査読」のときは「修正通知」等、その旨を投稿者宛に送るものとする。再投稿する場合、通知日から60日以内に修正論文を編集

委員会に送ること。最終決定は3回目の審査とする。

10. 著者校正は1回のみで、論旨に関わる内容の変更はできないものとする。

11. 別刷希望の有無およびその部数については著者校正の際に伺う。

なお別刷は50部単位とし、別に示す実費を申し受ける。

12. 投稿論文の審査結果に異議のある著者は、編集委員会にその旨文書をもって申し出ることができる。

13. 投稿断念または掲載を却下された場合を除いて、同じ論文を他学会等へ投稿はできない。

14. 別に定める本会編集著作物に関する著作権規定に基づき、掲載された論文の著作権は本学会に属するものとする。

15. 「投稿に関する問い合わせ」は下記の学会事務局にメール連絡で行うこと。

日本エネルギー環境教育学会事務局
〒102-0084 東京都千代田区二番町 1-2-612
新・エネルギー環境教育情報センター内
TEL: 03-6268-9103 FAX: 03-6268-9107
E-mail: henshu@jaeee.jp

付則

この規定は、平成18年9月9日より施行する。
また、一部は平成20年5月1日より施行する。
また、一部は平成23年8月1日より施行する。
また、一部は平成26年3月8日より施行する。
また、一部は学会誌「エネルギー環境教育研究」第9巻第1号より反映される。
また、一部は令和4年1月1日より施行する。
また、一部は令和4年3月1日より施行する。